

全建労発第26号
平成27年6月18日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
業務執行理事 中村 俊一
(公印省略)

平成27年賃金引上げ等の実態に関する調査の実施
についての協力依頼について

このたび、厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計室長より、別添のとおり、平成27年賃金引上げ等の実態に関する調査の実施についての協力依頼がありました。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的とし、最低賃金決定のための中央最低賃金審議会で利用されるほか、労働経済白書をはじめとする資金分析等にも重要な参考資料となっています。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、調査の実施についてご協力いただきますよう貴協会会員へご周知方よろしくお願い申し上げます。

また、貴会広報誌等に別添の参考『「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください。』という広報文をご掲載いただきますよう併せてお願い申し上げます。

以上

調査の内容

(1) 調査の目的

この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む。）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。
なお、調査は昭和44年以降毎年実施しており、今回が第47回目に当たる。

(2) 調査の範囲

調査の範囲は次のとおりである。

ア 地域

日本国全域

イ 産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）による次の15大産業

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）（生活関連サービス業、娯楽業は、その他の生活関連サービス業の家事サービス業を除く。サービス業（他に分類されないもの）は、外国公務を除く。）（以下「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」という。）

ウ 調査対象

主たる事業が上記イに掲げる産業に属する会社組織の民間企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者30人以上を雇用する企業、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから、産業別及び企業規模別に抽出する。

(3) 調査事項

ア 企業に関する事項

企業の名称、本社の所在地、企業の全常用労働者数、企業の事業の内容又は主な製品、労働組合の有無

イ 賃金の改定に関する事項

賃金の改定実施の有無、改定時期、定期昇給・ベースアップの実施状況、賃金カットの実施状況、1人平均賃金の改定額、1人平均賃金の改定率、賃金の改定方式、労働組合との交渉経過

ウ 賃金の改定事情に関する事項

賃金の改定の決定に当たっての重視要素

エ 賞与支給に関する事項

賞与支給状況及び決定方法、1人平均賞与支給額、1人平均賞与支給月数、労働組合からの要求交渉

(4) 調査の対象期間

平成27年1月から12月までの1年間。

(5) 調査の実施時期及び方法

平成27年8月に郵送調査により実施する。

(6) 調査機関

厚生労働省一調査対象企業

(7) 集計方法

厚生労働省大臣官房統計情報部において集計を行う。

「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください。

厚生労働省

厚生労働省では、「平成27年賃金引上げ等の実態に関する調査」を実施します。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、主要産業に属する会社組織の民間企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから産業別及び企業規模別に抽出した約3,500企業を対象とし、毎年1月から12月までの1年間の常用労働者の賃金改定について調査するものです。

調査の結果は、最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）で利用されているほか、労働経済白書をはじめとする賃金分析等に際して重要な参考資料となっています。

対象になった企業におかれましては、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。